

入札説明書及び閲覧図書等に対する質問回答書

「 治山施設点検業務(福島県) 」

質問事項	回答事項
<p>電子成果品作成費の計算式について、令和7年度治山林道必携335ページ第二「電子成果品作成費」における、1「概略設計、予備設計または詳細設計の式」と2「その他設計」どちらで計上しておりますでしょうか。</p>	<p>電子成果品作成費につきましては、令和7年版治山林道必携335ページ第二「電子成果品作成費」における、2「その他の設計業務」の計算式で計上しております。</p>
<p>電子成果品作成費は「その他の設計業務」の式を適用するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>電子成果品作成費につきましては、令和7年版治山林道必携335ページ第二「電子成果品作成費」における、2「その他の設計業務」の計算式で計上しております。</p>
<p>「治山施設点検業務 現地調査(なだれ防止施設、地すべり防止工、落石防止工)」について、各技術者名称に『(屋外補正対象)』との記載がございますが、当該補正の係数及びその計上方法をご教示ください。</p>	<p>『(屋外補正対象)』は外業と内業で区分されている業務において、外業で行うものを指しています。積算システム上、外業で行うものは名称に『(屋外補正対象)』が表示される場合がありますが、本業務においては補正の係数及びその計上はしていません。</p>
<p>『令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置等について(令和8年3月5日)』より、当該業務は令和7年度技術者単価にて積算しているとの理解でよろしいでしょうか。 上記の場合、必要に応じて、受注後に新単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更協議を請求させていただくとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>当該業務は令和7年度技術者単価にて積算しています。また、必要に応じて、受注後に新単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更協議を行ってください。</p>